

著作権・契約書 Q&A 8



第8回：手紙・日記の著作権

弁護士 ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問 受け取った手紙の文章に著作権はあるのか？ 故人の日記の内容はどうか？

1. 手紙や日記でも著作物として守られる可能性が高い

すでに述べた通り、著作物とは「思想・感情を創作的に表現したもの」です。このさしで高くもないハードルをクリアすれば、どんな文章でも著作物になり、そこには著作権が生まれます。

それでは手紙はどうでしょうか。手紙とは普通、個人から別の個人にあてた連絡です。出版や公表が予定された「作品」とはいえません。しかし、たとえ世間一般で「作品」とみなされるようなものではなくても、その手紙の文章に書き手の思いが創作的に表現されていれば、立派な著作物です。かならずしもすぐれた、達意の文章である必要はありません。ですから、ある程度書き手の個性があらわれているような手紙の文章は原則として著作物と考えたほうが良いでしょう。手紙が著作物と認められた裁判としては、作家の故三島由紀夫からの手紙や葉書15通を受取人であった男性が自分の書籍に掲載出版したところ、三島氏の遺族から著作権侵害と

人格権侵害(無断公表)で訴えられた「剣と寒紅」事件(東京地裁平成11年)が有名です。裁判所は三島氏の各手紙について、「自己の作品に対する感慨、抱負、折々の心情、人生観、世界観等が飾らない言葉を用いて述べられている」として、これを三島氏の著作物とみとめ受取人がこれを無断出版したことは著作権・人格権侵害だとしました。

これに対して、たれが書いてもおなじ文章になつてしまふような、あるいは世間でよくみかける「紋切り型」の手紙の場合、そこには創作性はほとんどありませんから著作物とはいえないことになりました。たとえば、単なる時候のあいさつや新任・退任のあいさつなどがその代表的な例です。著作物であることが否定された手紙の裁判は、筆者の知るなかにはありませんが、ある出版社がさまざまな雑誌の最終回の「あいさつ」だけをあつめて本にして出版したところ、著作権侵害の裁判となった例があります。裁判所は、そのうち一部の「あいさつ」は著作物とみとめ、ほかの「あいさつ」はあまりに紋切り型だということと著作物とはみとめませんでした(「ラストメッセ」最終号)事件、東京地裁平成7年)。(参考までに、著作物であることと認められた「あいさつ」の例(図表①)と、著作物とはみとめられなかった「あいさつ」の例(図表②)を掲載しましょう。みなさんはどう思われますか。

日記も、一般には公表を予定された文芸

図表1

休刊のお知らせ

東京地方の桜の満開が待たれる、昨年の3月23日、ニューシングルの人たちが心地よく住まうことをテーマにしたライフスタイルの提案誌として、「NESPA」が誕生しました。

創刊号を読んでくださった方から、「本屋さんで見て気に入ったので買ってしまいました。がんばってください」という激励のハガキから、「内容をもう少し充実させてください」というお叱りの言葉まで、いろいろなご意見をお寄せいただきました。それ以来、毎月毎月、ハガキが増え続けました。

皆様の思いを込めたハガキは、今でも大切に保管してあります。いつかまた、皆様とお逢いできる日のために、貴重な資料として私たちの財産にさせていただきます。1年と2か月間の短いおつきあいでしたが、「NESPA」ご愛読、本当にありがとうございました。

知的財産権関係民事・行政裁判例集27巻4号787頁より

作品ではない、という意味では手紙とおなじ問題があります。この場合にも、手紙と同様の基準で著作物かどうか判断されるとお考えください。たとえ故人の日記でも、著作権は原則死後50年間守られますし、著作権人格権は死後も侵害してはいけないことになっていますから、やはり無断利用はできないこととなります(33号参照)。

2. 他人の手紙や日記を自作のなかで「引用」することは許されるか？

なお、他人の著作物でも、報道・批評・研究

よし

図表2

いつも「なかよしデラックス」をご愛読いただきましてありがとうございます。「なかよし」の愛読で15年間にわたって、みなさまのご声援をいただいております。この号をもちまして、ひとまず休刊させていただきます。今後「なかよし」の愛読をよりいっそう充実した雑誌に育てていきたいと考えております。「なかよし」本誌とともにご愛読くださいますようお願いいたします。

なかよし編集部

といった目的のために自分の作品のなかにとり込むことは、一定のルールのもと「引用」として許されています(引用の最高裁ルールについては31号参照)。しかし、こうした引用が許されるのは「公表された他人の著作物」だけです。ですから、他人の手紙や日記の場合、通常は非公表のもので、こうした引用が許される可能性はほとんどありません。手紙の場合、受取人は読んでくれるわけですが、その程度では「公表作品」とは考えられませんから、未公表の日記などとはかわりません。それどころか、たとえ受取人といえども、他人の書いた手紙を勝手に公表すれば、それ自体が「剣と寒紅」事件のように人格権(公表権)侵害とみなされる可能性があります。注意が必要ですよ。

これまでの復習/ 劇作家の著作権ルール

- ・「表現」とは言えないような、企画・アイデア・情報・金銭等を提供しても、「共同著作」ではない。(29号)
- ・歴史的な事実やナマの事件は、誰かが創作したものではないため、著作物ではない。(30号)
- ・未公表の手紙や日記でも「創作的な表現」ならば著作物である(38号)
- ・書かれた戯曲の著作権は、著作権譲渡の合意がない限り、それを創作した劇作家のもの。(30号)
- ・著作権とは、複製権、上演権、公衆送信権(放送ほか)など、多数の権利の束。(35号)
- ・権利の譲渡と、上演許可(ライセンス)は、別物である。(35号)⇒「利用権者」の権利について改正議論中(37号)
- ・戯曲の改変には、(少なくとも)著作権者の許可が必要。(29号)
- ・他人の著作物でも、私的使用を目的とする場合の複製は自由。⇒認められる範囲について改正議論中(37号)
- ・「引用」の最高裁ルールは、①明瞭な区別と②主従の関係があること。「出典明示」も忘れずに!(31号)
- ・日本の裁判所は「パロディ」を優遇しない(=普通の著作権侵害のルールでしか見ない)。(31号)
- ・①非営利目的、②入場無料、かつ③実演家に報酬の支払われない形での上演・演奏・上映・口述は自由。(37号)
- ・著作権者が死亡した場合、著作権は相続人全員の共有に。(33号)⇒その後の扱いについて改正議論中(37号)
- ・著作権は、作者の死亡の翌年から50年間で保護が終わる。(33号)⇒改正議論中(37号)
- ・当事者がお互いに納得できるならば、法律の規定と違う契約を結ぶのは自由。(29号)
- ・上演許可の場合の様々な条件(36号)

(以上、ほぼ全てに「原則として」という枕詞が付きます。詳しくは各バックナンバーを参照のこと。)